

# 名取市学校給食センター維持管理・運営業務委託

## 募集要項

令和6年6月

名取市

## 目 次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1. 募集要項等の位置づけ .....               | 1  |
| 2. 本業務の目的及び内容 .....               | 2  |
| 2.1 目的 .....                      | 2  |
| 2.2 業務名称 .....                    | 2  |
| 2.3 対象施設 .....                    | 2  |
| 2.4 本施設の管理者の名称 .....              | 2  |
| 2.5 業務対象範囲 .....                  | 2  |
| 2.6 履行期間 .....                    | 3  |
| 2.7 スケジュール（予定） .....              | 3  |
| 2.8 業務期間終了時の措置 .....              | 3  |
| 2.9 事業者の負担 .....                  | 4  |
| 2.10 業務の実施状況及びサービス水準のモニタリング ..... | 4  |
| 2.11 遵守すべき法制度等 .....              | 4  |
| 3. 応募者の備えるべき参加資格要件 .....          | 5  |
| 3.1 応募者の構成等 .....                 | 5  |
| 3.2 業務実施企業の参加資格要件 .....           | 5  |
| 3.3 応募者の制限 .....                  | 6  |
| 3.4 特別目的会社（SPC）を設立する場合 .....      | 6  |
| 3.5 参加資格要件の確認基準日 .....            | 7  |
| 3.6 応募者の変更 .....                  | 7  |
| 4. 事業者募集等のスケジュール .....            | 8  |
| 5. 応募手続等 .....                    | 9  |
| 5.1 担当窓口 .....                    | 9  |
| 5.2 応募に関する手続 .....                | 9  |
| 5.3 応募に関する留意事項 .....              | 11 |
| 5.4 提案上限価格 .....                  | 12 |
| 6. 応募書類の審査 .....                  | 13 |
| 6.1 審査委員会 .....                   | 13 |
| 6.2 審査方法 .....                    | 13 |

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 6.3 審査項目等.....                   | 13 |
| 7. 提案に関する条件.....                 | 14 |
| 7.1 施設条件 .....                   | 14 |
| 7.2 維持管理及び運営等の提案に関する条件 .....     | 14 |
| 7.3 業務の委託.....                   | 14 |
| 7.4 収支計画に関する条件 .....             | 14 |
| 7.5 本市の費用負担 .....                | 14 |
| 7.6 委託費の支払い .....                | 14 |
| 7.7 本市による業務の実施状況及びサービス水準の監視..... | 14 |
| 7.8 保険 .....                     | 14 |
| 7.9 本市と事業者の責任分担.....             | 15 |
| 7.10 財務書類の提出 .....               | 15 |
| 8. 契約に関する事項.....                 | 16 |
| 8.1 契約手続き.....                   | 16 |
| 8.2 契約の枠組み.....                  | 16 |
| 8.3 委託金額 .....                   | 16 |
| 8.4 契約保証金.....                   | 16 |
| 8.5 事業者の契約上の地位 .....             | 16 |
| 9. 提出書類.....                     | 17 |
| 9.1 応募時の提出書類.....                | 17 |

別紙 1 募集要項等に関する説明会及び現地見学会参加申込書

別紙 2 募集要項等に関する質問書

## 1. 募集要項等の位置づけ

この募集要項は、名取市（以下「本市」という。）が、名取市学校給食センター維持管理・運営業務委託（以下「本業務」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を、公募型プロポーザル方式により募集及び選定するため公表するものであり、本業務に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出すること。

また、本募集要項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、名取市契約規則（平成 20 年規則第 12 号）のほか、本市が発注する調達契約に関し、応募者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

募集要項に合わせ配付する次の資料を含め、「募集要項等」と定義する。応募者は募集要項等の内容を踏まえ、応募するものとする。

委託契約書（案）：本業務の実施に係わる契約（以下「委託契約」という。）の内容を示すもの（委託契約書及び委託契約約款（案）により構成され、委託契約約款（案）には、別紙も含まれる。）

要求水準書（添付資料及び閲覧資料を含む。）：本市が事業者に要求する具体的な維持管理・運営のサービス水準を示すもの

事業者選定基準：応募者から提出された提案書を評価する基準を示すもの

様式集及び作成要領：提案書の作成等に使用する様式を示すもの

基本協定書（案）：委託契約の締結に向けて、本市と優先交渉権者との間の基本的な協約事項を示すもの

## 2. 本業務の目的及び内容

### 2.1 目的

学校給食は、身体の発育期にある児童生徒にバランスの取れた栄養のある食事を提供することによって、健康の増進、体位の向上を図ろうとするものであり、これらを通して日常生活における正しい食習慣を身につけさせ、学校で食事をすることによって、教師と児童生徒相互のふれ合いの場をつくり、好ましい人間関係の育成を図るものである。

名取市学校給食センターは、民間活力を生かし効率的かつ効果的な公共サービスを提供するため PFI 方式での事業（以下「現事業」という。）を導入し、平成 22 年 7 月に現施設での運営を開始している。現事業では、維持管理・運營業務の期間は約 15 年間としており、現事業者との契約期間は令和 6 年度末までとなっている。

本業務は、現事業終了後において、維持管理及び運營業務を包括的に実施することにより、確実な衛生管理のもとで安全で安心な給食の提供を図り、食物アレルギーを持つ児童生徒への給食の提供にも対応した給食の運営、食育の推進に資することを目指すものである。

### 2.2 業務名称

名取市学校給食センター維持管理・運營業務委託

### 2.3 対象施設

#### (1) 対象施設の概要

施設名称：名取市学校給食センター（いただきスマイルかん）（以下、「本施設」という。）

所在地：名取市堀内字北竹 13-1

建築面積：2,848.15 m<sup>2</sup>

延床面積：3,703.68 m<sup>2</sup>

敷地面積：6,796.04 m<sup>2</sup>

構造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造

調理能力：副食調理 8,500 食/日（アレルギー対応食 70 食/日を含む。）

#### (2) 対象校

配送・回収業務は、小学校 10 校、中学校 4 校、義務教育学校 1 校を対象（以下、「配送校」という。）とする。

小学校：増田小学校、高館小学校、愛島小学校、館腰小学校、下増田小学校、不二が丘小学校、増田西小学校、ゆりが丘小学校、相互台小学校、那智が丘小学校

中学校：増田中学校、第一中学校、第二中学校、みどり台中学校

義務教育学校：関上小中学校

### 2.4 本施設の管理者の名称

名取市長 山田 司郎

### 2.5 業務対象範囲

本業務の対象範囲は、以下のとおりである。

#### (1) 開業準備業務

#### (2) 維持管理業務

##### ① 建築物保守管理業務

- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 附帯施設保守管理業務
- ④ 厨房機器保守管理業務
- ⑤ 食器食缶等保守管理業務（食器食缶等の修繕・更新業務を含む。）
- ⑥ 施設備品保守管理業務（施設備品の修繕・更新業務を含む。）
- ⑦ 清掃業務
- ⑧ 警備業務
- ⑨ 修繕業務
- ⑩ 上記各項目に伴う各種申請等業務

なお、修繕業務のうち、建築物、建築設備、附帯施設及び厨房機器に係る更新及び改修は、一部の厨房機器の更新を除き、市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。詳細は、要求水準書に示す。

### (3) 運営業務

- ① 食材検収補助業務
- ② 調理業務（下処理業務及び配缶業務を含む。）
- ③ 衛生管理業務
- ④ 配送・回収業務
- ⑤ 洗浄・残滓処理業務
- ⑥ 運営備品調達業務等（配送車輛の調達及び維持管理を含む。）
- ⑦ 上記各項目に伴う各種申請等業務

なお、給食の運営に関して本市が直接実施する主な業務は、献立作成業務、食材調達業務、食材検収業務、配膳業務及び給食費の徴収管理業務、食数調整等とする。また、米飯・パン・牛乳については、(財)宮城県学校給食会から学校へ直接搬入されるため、本業務の給食の運営業務に含まない。

## 2.6 履行期間

本業務の履行期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までである。ただし、委託契約締結日から令和7年3月31日までは業務引継ぎ期間とし、引継ぎに係る経費は、事業者の負担とする。

## 2.7 スケジュール（予定）

本業務のスケジュールは、概ね次のとおりとする。

- ・委託契約の締結時期： 令和6年12月
- ・業務期間： 委託契約締結日～令和17年3月31日
- ・引継ぎ期間： 委託契約締結日～令和7年3月31日
- ・履行期間： 令和7年4月1日～令和17年3月31日  
（維持管理及び運営業務期間） （維持管理及び運営業務期間）

## 2.8 業務期間終了時の措置

業務期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去する。

なお、事業者は、委託契約期間満了後に本市が本施設について継続的に維持管理・運営業務を行うことができるように、委託契約期間満了日の約2年前から、本施設の維持管理・運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、業務の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（委託契約期間満了以外の事由による業務終了時の対応については、委託契約書において示す。）。

## 2.9 事業者の負担

本施設について、事業者が行う維持管理・運營業務に必要な費用は、事業者が負担すること。ただし、修繕業務に関しては、事業者は、履行期間全体での修繕業務費として建築物、建築設備及び附帯施設に係る修繕業務費 110,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）並びに厨房機器に係る修繕業務費 150,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を計上し、長期修繕（保全）計画を作成すること。なお、本市から事業者への修繕費の支払いは平準化するものとし、修繕費の執行残額が生じた場合は、業務終了時に、本市に返還すること。

業務期間中の開業準備及び本施設の維持管理・運営に係る光熱水費は、事業者の負担とする。

## 2.10 業務の実施状況及びサービス水準のモニタリング

本市は、事業者が定められた業務を確実に実施し、委託契約書及び要求水準書等に規定された水準並びに提案書類において事業者が提案した水準（以下「所定水準」という。）を達成しているか否かを確認するため、業務の実施状況のモニタリングを行う。詳細は、委託契約約款（案）別紙 2 に示す。

### (1) モニタリングの対象

- ・維持管理業務
- ・運營業務
- ・財務状況

### (2) モニタリングの方法

維持管理業務及び運營業務の各業務に対するモニタリングの実施項目は、原則として要求水準書によるものとするが、具体的な内容については、本市と事業者で協議し、本市が決定する。

本市は、月次、四半期、随時において、事業者が提出する業務報告書（月報）及び業務報告書（四半期報）等の確認及び業務現場への立入検査等によってモニタリングを行う。

### (3) モニタリングの結果

モニタリングにより所定の水準が達成されていない又は達成されない恐れがあると市が判断した場合は、是正勧告、委託費の減額、委託費の支払の停止及び委託契約の解除等の措置を行うものとする。

### (4) 財務の状況に関するモニタリング

本市は、財務書類による財務状況の確認により、必要があると認められる場合は、事業者に対し財務状況の改善を勧告できる。係る勧告がなされた場合、事業者は、速やかに財務状況改善計画書を市に提出して、その確認を受け、当該改善計画を適切に実行することとする。

## 2.11 遵守すべき法制度等

本業務の実施に当たっては、地方自治法のほか、関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても、適宜遵守又は参照すること。

### 3. 応募者の備えるべき参加資格要件

#### 3.1 応募者の構成等

- (1) 応募者は、複数の企業で構成するグループ（以下「応募グループ」という。）とする。応募グループは、代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこととする。
- (2) 応募者は、優先交渉権者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、特別目的会社（以下「SPC」という。）を委託契約締結時までに設立することができる。SPC を設立する場合は、以下の要件を満たすこと。なお、SPC を設立しない場合には、共同企業体によるものとし、応募者は、共同企業体協定書を提出すること。
  - a. 代表企業及び構成企業は、必ず SPC に出資するものとする。
  - b. 代表企業は、応募グループ中最大の出資割合を負担するものとする。
  - c. 代表企業又は構成企業以外に、SPC から直接、維持管理・運営の各業務の受託を予定している企業がいる場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として、応募者に含めるものとし、参加表明書において明記するものとする。
  - d. 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全業務期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。
- (3) 代表企業、構成企業、協力企業は、事前に市に通知することにより、(SPC から委託された) 維持管理及び運營業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することができる。ただし、維持管理業務のうち「厨房機器保守管理業務」「食器食缶等保守管理業務」及び運營業務のうち「配送・回収業務」について再委託を行う場合は、参加表明書等の提出時に、これら再委託先の名称等について明らかにすること。

#### 3.2 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち維持管理・運営の各業務を行う者（事業者が設立する SPC から直接これらの業務を受託する者）は、それぞれ以下(1)、(2)の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

##### (1) 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、次に掲げる要件を満たす者であること。なお、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、そのうちの 1 者は要件を満たすこと。

- a. 平成 22 年 4 月以降に延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設の維持管理業務の実績を有していること。

##### (2) 運營業務を行う者

運營業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。なお、運營業務を複数の運營業業で実施する場合は、そのうちの 1 者は全ての要件を満たすこと。

- a. HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。  
なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の運営実績、ドライシシステムの

学校給食施設の運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは HACCP に関する審査員資格等を有していること等をいう。

- b. 運營業務のうち、調理業務を行う者については、平成 22 年 4 月以降に学校給食共同調理場において、5,000 食/日以上調理業務の実績を有していること。

### 3.3 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑤ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- ⑥ 本市による入札参加資格停止の措置を受けている者。
- ⑦ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- ⑧ 本業務に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。本業務に係るアドバイザー業務に関与した者は、次に掲げる者である。
  - ・株式会社 建設技術研究所
- ⑨ 「6.1 審査委員会」に記載の名取市学校給食センター次期事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、募集要項公表日以降に、本業務に関わって、当該委員に接触を試みた者は、応募資格を失うものとする。
- ⑩ 法人税、消費税、地方消費税及び法人市民税を滞納している者。
- ⑪ 応募者のいずれかで、他の応募者として参加している者。ただし、厨房機器保守管理業務、食器食缶等保守管理業務、配送・回収業務を実施する協力企業として参加しようとする者は、複数の応募者の協力企業となることができる。なお、市が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の応募者が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。
- ⑫ 名取市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成 20 年告示第 121 号）別表各号に規定する要件に該当する者。
- ⑬ 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力である者。

### 3.4 特別目的会社（SPC）を設立する場合

応募者は、本業務の事業者を選定された場合、会社法に定める株式会社として本業務を実施する SPC を設立することができる。なお、当該 SPC は本市内に設立するものとするが、本施設内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行ってはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も、同様とする。

### 3.5 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、参加資格審査に関する提出書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、優先交渉権者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、委託契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、委託契約を締結しない場合がある。

### 3.6 応募者の変更

参加表明書、参加資格審査に関する提出書類の提出後は、応募者の構成を変更又は追加することを原則として認めないものとする。ただし、やむを得ない事情により、構成企業及び協力企業について、参加表明書、参加資格審査に関する提出書類の提出後に変更又は追加が必要となった場合には、応募者は、本市と協議するものとし、本市が、当該企業が資格、能力等において支障がなく、変更又は追加が必要な理由がやむを得ないと認めた場合には、変更又は追加を可能とするが、この場合であっても代表企業の変更は認めないものとする。

#### 4. 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

| 日 程            | スケジュール                 |
|----------------|------------------------|
| 令和6年6月5日       | 募集要項等の公表               |
| 令和6年6月18日      | 募集要項等に関する説明会及び現地見学会の開催 |
| 令和6年6月24日      | 募集要項等に関する第1回質問受付締切     |
| 令和6年7月中旬       | 募集要項等に関する第1回質問・回答の公表   |
| 令和6年7月17日から23日 | 参加資格審査書類の受付            |
| 令和6年7月23日      | 募集要項等に関する第2回質問受付締切     |
| 令和6年8月中旬       | 資格審査結果の通知              |
| 令和6年8月中旬       | 募集要項等に関する第2回質問・回答の公表   |
| 令和6年9月2日から6日   | 提案書類の受付                |
| 令和6年11月上旬      | 事業者の決定及び公表             |
| 令和6年11月中旬      | 基本協定の締結                |
| 令和6年12月下旬      | 委託契約の締結                |

## 5. 応募手続等

### 5.1 担当窓口

応募手続きについての本市の担当窓口を次のとおり定める。また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り以下を窓口とする。

名取市教育委員会学校教育課

住 所：〒981-1224 宮城県名取市増田字柳田 570-2（仙台法務局名取出張所 2 階）

電 話：022-724-7171

F A X：022-384-9690

E-mail：gakko@city.natori.miyagi.jp

### 5.2 応募に関する手続

#### 5.2.1 公募及び募集要項等の公表

令和 6 年 6 月 5 日（水）に、公募を行い、併せて募集要項等を本市公式ホームページ上で公表する。

（本市公式ホームページアドレス <https://www.city.natori.miyagi.jp/>）

#### 5.2.2 募集要項等に関する説明会の開催

募集要項等に関する説明会、本施設及び配送校の見学会を次のとおり開催する。参加を希望する者は、令和 6 年 6 月 14 日（金）正午までに、別紙 1「募集要項等に関する説明会及び現地見学会参加申込書」に記入の上、「5.1 担当窓口」に原則として電子メールにより提出すること。

##### （1）募集要項等に関する説明会

- a. 日時：令和 6 年 6 月 18 日（火）の午後 2 時 00 分から午後 2 時 45 分まで
- b. 会場：本施設
- c. 住所：名取市堀内字北竹 13-1

##### （2）現地見学会

本施設及び配送校の見学会は、募集要項等に関する説明会終了後に行う。

- a. 日時：令和 6 年 6 月 18 日（火）の午後 2 時 45 分から午後 3 時 45 分まで本施設の見学  
午後 3 時 45 分から配送校の見学
- b. 配送校の見学について：一部の学校を対象に、配膳室の外部からの見学とする。見学先への移動手段は、市にて用意するため、予め出席者数を明確にすること。  
（工程）午後 3 時 45 分 本施設を出発  
→下増田小学校 見学  
→増田中学校 見学  
→増田小学校 見学  
→本施設（解散）

#### 5.2.3 資料の閲覧

要求水準書に係る資料の閲覧を、次のとおり行う。閲覧を希望するものは、事前に「5.1 担当窓口」に連絡すること。

- （1）閲覧期間：令和 6 年 9 月 6 日（金）まで（閉庁日を除く）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

- （2）閲覧場所：「5.1 担当窓口」

- (3) 資料の貸出し：行わない。

#### 5.2.4 募集要項等に関する第1回質問及び意見・回答

募集要項等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間：募集要項等公表の日から令和6年6月24日（月）午後5時まで
- (2) 受付方法：別紙2「募集要項等に関する質問書」に記入の上、「5.1 担当窓口」に原則として電子メールにより提出すること。
- (3) 回答：令和6年7月中旬に本市公式ホームページにおいて公表する予定である。なお、提出された質問への回答は、原則としてすべて公表するが、質問者からの申し出により、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると本市が認めた場合に限り、非公表とする。

#### 5.2.5 募集要項等に関する第2回質問及び意見・回答

募集要項等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間：第1回質問への回答の日から令和6年7月23日（火）午後5時まで
- (2) 受付方法：別紙2「募集要項等に関する質問書」に記入の上、「5.1 担当窓口」に原則として電子メールにより提出すること。
- (3) 回答：令和6年8月中旬に本市公式ホームページにおいて公表する予定である。なお、提出された質問への回答は、原則としてすべて公表するが、質問者からの申し出により、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると本市が認めた場合に限り、非公表とする。

#### 5.2.6 参加資格審査書類の受付及び資格審査結果の通知

提案書類を提出する予定の応募者は、参加資格審査書類を次の期間に提出すること。

- (1) 受付期間：令和6年7月17日（水）から令和6年7月23日（火）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
- (2) 提出場所：「5.1 担当窓口」
- (3) 提出方法：持参すること。
- (4) 提出書類：参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類（「9. 提出書類」を参照）
- (5) 提出部数：2部（正本1部、副本1部）を提出すること。
- (6) 審査：提出された参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類が全て揃っている応募者について、参加資格等が本市の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。
- (7) 結果通知：参加資格審査結果は、書面により令和6年8月中旬までに、随時郵送により通知する。なお、参加資格を有する応募者に受付番号（記号）を通知する。

### 5.2.7 提案書類の受付期間、場所及び方法

提案書類を提出する応募者は、関係する書類を次の期間に提出しなければならない。受付期間に遅れた場合は、応募できない。また、提出された提案書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。

- (1) 受付期間：令和 6 年 9 月 2 日（月）から令和 6 年 9 月 6 日（金）までの午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所：「5.1 担当窓口」
- (3) 提出方法：持参すること。
- (4) 提出書類：提案書類（「9. 提出書類」を参照）
- (5) 提出部数：正本 1 部並びに副本 7 部を提出すること。

なお、応募を辞退する者は、辞退届（「9. 提出書類」を参照）を、令和 6 年 8 月 30 日（金）までに、「5.1 担当窓口」まで提出すること。以降の辞退は認めないものとする。

### 5.2.8 ヒアリング等の実施

本市は、応募者に対し、令和 6 年 10 月下旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、代表企業に別途連絡する。

## 5.3 応募に関する留意事項

### 5.3.1 募集要項等の承諾

応募者は、提案書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

### 5.3.2 費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

### 5.3.3 契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

本業務において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### 5.3.4 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本業務において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

### 5.3.5 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。

### 5.3.6 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。

なお、審査後、優先交渉権者以外の提出書類は返却するものとする。

### 5.3.7 本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

### 5.3.8 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する参加資格審査書類及び提案書類は、無効とする。

- ① 参加表明書、参加資格審査に関する提出書類及び提案書類が全て揃っていないとき
- ② 応募者の備えるべき参加資格のない者が提出したとき
- ③ 応募者の氏名、住所若しくは押印のない又は判然としないとき
- ④ 業務名称の記載がない又は誤りがあるとき
- ⑤ 提案価格の記載がない又は不明確なとき
- ⑥ 提案価格を訂正したとき
- ⑦ 1つの応募について同一の者が2以上の提案をしたとき
- ⑧ 受付期間締切までに到達しなかったとき
- ⑨ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者が提出したとき
- ⑩ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者が提出したとき
- ⑪ 提案上限価格を上回る価格を提示したとき
- ⑫ 虚偽の記載があるとき
- ⑬ その他応募に関する条件に違反したとき

### 5.3.9 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、応募に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

## 5.4 提案上限価格

提案上限価格：3,832,040千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

## 6. 応募書類の審査

### 6.1 審査委員会

事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成する審査委員会を設置する。審査委員会は、事業者選定基準等の事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、応募者から提出された提案の審査を行う。

審査委員会の委員は、次のとおりである。

(順不同、敬称略)

| 区分   | 氏 名   | 所属・役職                    |
|------|-------|--------------------------|
| 委員長  | 齋藤 正光 | 名取市 教育部 部長               |
| 副委員長 | 坂口 大洋 | 仙台高等専門学校名取キャンパス 総合工学科 教授 |
| 委員   | 細矢 理奈 | 尚絅学院大学 健康栄養部門 准教授        |
| 委員   | 針生 大輔 | 名取市 企画部政策企画課 課長          |
| 委員   | 高橋 知明 | 名取市 教育部学校給食センター 所長       |

### 6.2 審査方法

審査は、事業者選定基準に従い資格審査と提案審査に分けて実施する。提案審査においては、提案内容及び提案価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を選定した後、本市が優先交渉権者を決定する。

なお、提案審査において、提案価格が、提案上限価格を超えた提案については失格とする。

### 6.3 審査項目等

審査項目は、以下のとおりとする。詳細は、事業者選定基準を参照すること。

|      |                                                                   |
|------|-------------------------------------------------------------------|
| 資格審査 | 応募者の参加資格審査                                                        |
| 提案審査 | 業務計画全般の提案に関する審査<br>維持管理業務の提案に関する審査<br>運營業務の提案に関する審査<br>提案価格に関する審査 |

#### 6.3.1 優先交渉権者の決定

本市は、最優秀提案の選定結果に係る審査委員会からの報告を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

ただし、最優秀提案が複数ある時（総合評価点が同点の場合）は、「審査事項に係る評価」点が最も高い者を最優秀提案者とする。

#### 6.3.2 優先交渉権者決定通知及び審査結果の公表

優先交渉権者決定後、令和6年11月上旬までに、応募者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

## 7. 提案に関する条件

本業務の提案に関する条件は、次のとおりである。応募者は、これらの条件を踏まえて、提案書類を作成するものとする。なお、応募者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

### 7.1 施設条件

本施設の概要は、「2.3 対象施設」及び要求水準書に示すとおりとする。

### 7.2 維持管理及び運営等の提案に関する条件

施設の維持管理・運営等の提案に関する条件は、「2.5 業務対象範囲」で示す事業者の業務対象範囲、及び要求水準書に示すとおりとする。応募者は、これらの条件を踏まえた上で、提案書類を作成するものとする。

### 7.3 業務の委託

事業者は、事前に本市の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に維持管理・運営業務の全部又は一部を委託することはできない。また、事前に本市の承諾を得ることなく委託先を変更することはできない。なお、業務の委託又は請負は全て事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

### 7.4 収支計画に関する条件

運営費については、要求水準書「添付資料 6 学校毎児童生徒数推移」を参考に、委託契約約款（案）別紙 4 に基づいて、固定費及び変動費を算出すること。ただし、提案にあたっては、条件を統一するため、食数は 150 万食/年として、委託費を提案すること。

維持管理費のうち修繕費については、履行期間全体で建築物、建築設備及び附帯施設に係る修繕業務費 110,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）並びに厨房機器に係る修繕業務費 150,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を計上し、長期修繕（保全）計画を作成すること。本市から事業者への修繕費の支払いは平準化するものとし、委託契約約款（案）表 4 のとおり計上すること。なお、修繕費の執行残額が生じた場合は、業務終了時に、本市に返還すること。

### 7.5 本市の費用負担

以下の費用については、本市が費用負担するものとする。

- (1) 修繕業務のうち、建築物、建築設備、附帯施設及び厨房機器に係る更新及び改修に係る費用（詳細は、要求水準書に示す。一部の厨房機器の更新を除く。）
- (2) モニタリングに係る費用（事業者側に発生する費用を除く。）

### 7.6 委託費の支払い

委託契約約款（案）別紙 4 に基づく。

### 7.7 本市による業務の実施状況及びサービス水準の監視

委託契約約款（案）別紙 2 に基づく。

### 7.8 保険

委託契約約款（案）別紙 3 に基づく。

## **7.9 本市と事業者の責任分担**

本市と事業者との基本的なリスク分担の考え方は、委託契約書（案）に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

## **7.10 財務書類の提出**

SPC を設立する場合、事業者は、業務期間中、毎年度の財務書類を作成し、毎会計年度の最終日から起算して 3 箇月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けたうえで、監査済財務書類の写しを本市に提出し、本市に監査報告を行うこと。

## 8. 契約に関する事項

### 8.1 契約手続き

#### 8.1.1 契約の条件

優先交渉権者と本市は、委託契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意し、これを締結するとともに、基本協定書の締結後速やかに「委託契約書（案）」に基づき協議を行い、協議が整った場合には、SPC 又は共同企業体と本市で委託契約の締結を行う。

#### 8.1.2 契約の解除

優先交渉権者決定後、委託契約締結までの間に、当該優先交渉権者が「3. 応募者の備えるべき参加資格要件」に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該委託契約を締結しないことがある。

### 8.2 契約の枠組み

#### 8.2.1 対象者

本市の契約の相手方は、SPC 又は共同企業体とする。

#### 8.2.2 締結時期及び業務期間

委託契約締結は、令和 6 年 12 月とする。

業務期間は、委託契約締結日より令和 17 年 3 月 31 日までとする。

このうち、引継ぎ期間は、委託契約締結日より令和 7 年 3 月 31 日まで、

履行期間は、令和 7 年 4 月 1 日より令和 17 年 3 月 31 日までとする。

#### 8.2.3 委託契約の概要

事業者が本市を相手方として締結する委託契約は、委託契約書（案）によるものとし委託契約書（案）の内容は、原則として誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。ただし、SPC を設立しない場合には、事業者と協議の上、本市が、当該部分に係る表現の修正を行う。

委託契約は、本市の提示内容、事業者の提案内容及び委託契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき維持管理及び運営業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

### 8.3 委託金額

委託金額は、優先交渉権者の提案価格に消費税及び地方消費税等相当額を加えた金額とする。

### 8.4 契約保証金

委託契約約款（案）第 25 条に基づくものとする。

### 8.5 事業者の契約上の地位

本市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は委託契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。

## 9. 提出書類

### 9.1 応募時の提出書類

応募時に提出する書類は、次表のとおりとする。詳細は、様式集及び作成要領を参照のこと。

#### 9.1.1 参加資格審査書類

|                                             |          |
|---------------------------------------------|----------|
| ①参加表明書                                      |          |
| ・ 参加表明書                                     | (様式 1-1) |
| ②参加資格審査に関する提出書類                             |          |
| ・ 資格審査申請書                                   | (様式 2-1) |
| ・ 維持管理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類                  | (様式 2-2) |
| ・ 運營業務を行う者の参加資格等要件に関する書類                    | (様式 2-3) |
| ・ 応募者構成表及び役割分担表                             | (様式 2-4) |
| ・ 委任状（構成企業→代表企業）                            | (様式 2-5) |
| ・ 実施体制                                      | (様式 2-6) |
| ・ 会社概要書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）                | (書式自由)   |
| ・ 定款（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）                   | (書式自由)   |
| ・ 決算報告書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3箇年）          | (書式自由)   |
| ・ 登記簿謄本（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近の履歴事項全部証明書原本） | (書式自由)   |
| ・ 納税証明書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近1箇年）          | (書式自由)   |
| ③ その他                                       |          |
| ・ 辞退届                                       | (様式 3-1) |

#### 9.1.2 提案書類

|                  |            |
|------------------|------------|
| ① 応募書類審査に関する提出書類 |            |
| ・ 応募書類審査書類提出書    | (様式 A-1)   |
| ・ 応募者構成表         | (様式 A-2)   |
| ・ 提案価格           | (様式 A-3)   |
| ・ 提案価格計算書        | (様式 A-4)   |
| ・ 要求水準書に関する確認書   | (様式 A-5)   |
| ② 提案書            |            |
| ・ 業務計画全般に関する事項   | (様式 B-1～5) |
| ・ 維持管理業務に関する事項   | (様式 C-1～6) |
| ・ 運營業務に関する事項     | (様式 D-1～6) |
| ・ 収支、提案価格等提案書類   | (様式 E-1～3) |
| ③ 基礎審査項目チェックシート  | (様式 F-1)   |